慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | フランスにおける市民的統合と移民の動向：<br>ポルトガル系移民の政治的・経済的統合に関する事例 |
| Sub Title | Civic integration and migration in France: a case of political and economic integration of Portuguese immigrants |
| Author | 鈴木, 規子(Suzuki, Noriko) |
| Publisher | 三田社会学会 |
| Publication year | 2016 |
| Jtitle | 三田社会学 (Mita journal of sociology). No.21 (2016. 7) ,p.18- 29 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特集：移民の市民的統合の内実：政治社会学的地域研究の視座から |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20160702-0018 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランスにおける市民的統合と移民の動向

## ―ポルトガル系移民の政治的・経済的統合に関する事例―

## Civic Integration and Migration in France: A Case of Political and Economic Integration of Portuguese Immigrants

鈴木　規子

### はじめに

フランスでは近年、イスラム系移民の若者による都市郊外における暴動が起こりフランス社会との亀裂を生みだしている（鈴木 2008）。またムスリム系女性によるヴェールの着用はフランス的価値にあわないとして法律で禁止する事態にまで発展している（ヨプケ 2007）。しかしこうしたフランスの移民の統合の危機は今回が初めてではなく、1980 年代半ばには移民二世らによって彼らの出自の文化も認めてほしいと「相違への権利」が要求されるようになった。こうして従来の同化主義から編入（insertion）への共感が高まったものの、1989 年に最初のヴェール事件が起こったことで疑問視されるようになり新たなモデルとして統合（intégration）という概念がでてきた。この概念は、受け入れ社会の価値や制度を守ることを前提として移民の出身文化も認めるという考え方であった（梶田 1993：183−187）。しかし最近の移民をめぐる状況はフランス人にとってフランス的価値が守られていないと捉えられ、10 年以上も続いていた「ヴェール論争」ではフランス共和国の非宗教性（ライシテ、laïcité）という価値との衝突が指摘されている。これによれば、公的機関においては政教分離を守らなければならないことから、公立学校へのヴェール着用はこれに反するのである。ところが、フランス的価値とはライシテだけではなく、「自由・平等・博愛」や人権宣言などフランス革命がもたらした思想も現在のフランス的価値を占め続けている。さらに、出生地主義や二重国籍を認めた国籍法をもち、フランス人の 3 人にひとりが三世代前は外国出身であるというフランスにおいて、移民問題の第一人者のパトリック・ヴェイユの著作（2002）の題名にもある「フランス人とは何か」は常に問われている。「フランス人となる」移民をいかに市民として統合していくか。この市民的統合は移民社会フランスにおいて大きな課題となっている。

そこで本稿では、市民的統合の歴史的経緯と最近の課題について指摘したうえで、移民の市民的統合の実態について述べていきたい。後半部分については、フランスの移民の中でも人口が多いポルトガル系移民による地域社会における政治的・経済的活動を事例に取りあげて、移民の統合の内実を論じてみたい。

### １. フランスの市民的統合の経緯

鈴木規子「フランスにおける市民的統合と移民の動向－ポルトガル系移民の政治的・経済的統合に関する事例－」
『三田社会学』第 21 号（2016 年 7 月）18-29 頁

（1）フランス革命の影響による「市民」および「国民」の形成

フランスの市民的統合を考える上で、「市民」の概念を生み出した「人間および市民の権利に関する宣言」（la déclaration des droits de l'homme et du citoyen、通称「人権宣言」）に触れないわけにはいかない。18 世紀末のフランスは国王を頂点としてカトリック僧侶や貴族によって支配されていたが、「人権宣言」ではこの身分制度を廃止し、信仰や出自に関係なく人民は皆、法の下に平等な「市民」（citoyen）であると定めた。この自由・平等を掲げた「人権宣言」に共感した民衆が蜂起して、政権転覆をした一連の動きがフランス革命（la Révolution）である。言い換えれば、絶対王政とカトリック教会による旧来の体制（アンシャン・レジーム、Ancien régime）を打倒し、政治においては第三身分であった市民が議会政治に参加する権利を得、社会においてはカトリック教会を頂点とした社会的支配から民衆を解放し、プロテスタントやユダヤ人といった少数派に対しても等しく信仰の自由を保障したのであった。

ところが革命から一世紀が経過しても、カトリック教会の権威は民衆の間で根強く支持され、王党派とカトリック教会の復権を目指した権力闘争が共和主義派との間で続いていた。そうした状況下において、19 世紀末に成立された第三共和制では、共和主義者たちが民衆に革命の精神を思い起こさせながら、共和国のアイデンティティを形成していった（鈴木 2013 : 106-108）。ジュール・フェリー教育大臣はカトリック教会の影響から民衆を引き離すため、国家が学校の設置、教育内容の設定（programme、学習指導要領）、教員養成を行う公教育制度を導入した。それまでの民衆の教育はカトリック司教らによる読み書きや教理問答（カテシスム）に基づく宗教的道徳教育であった状況を変えるため、ヨーロッパ諸国に先駆けて 1880 年代に初等教育の義務化・無償化という公教育制度を整備したのであった。こうして、公立小学校へすべての階層・宗教の子どもが無償で通い、そこで共和国によって養成された教員から標準フランス語や、公民教育（éducation civique）を学び、「市民」として必要な道徳や知識を身につけた。この公教育制度によって教育の場からカトリック教会を排除し、非宗教的な「市民」を育てることを意図したのであった。また、19 世紀以来、フランスにおける教育の義務はすべての子どもを対象に考えられており、20 世紀以降に制定された教育法はいずれも国籍に関係なく外国人を含む義務教育年齢の子どもを受け入れることを確認している（園山 2013 : 179）。このように学校教育は市民的統合の機能を果たしてきた。

さらに共和主義派は勢いづき、1905 年の「国家と宗教の分離に関する法」（政教分離法）によって、公教育だけでなく政治を含めた公的領域から宗教を排除することに努めた。この政教分離法とは、カトリックもプロテスタントもユダヤ人も暮らす社会において、どの信徒も平等で、信仰の自由を保障した法律である。このようなカトリック教会と反教権的共和主義との政治闘争を通じて、国家も公立学校も公的領域として非宗教化され、ライシテを保ってきた経緯があった。こうして、フランスの公立学校ではライシテの理念に則り、学校に宗教的な事柄をもちこまず、宗教の授業もない[1]。このように 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて非宗教的な共和国が確立され、国家主導の共和国市民の育成による市民的統合が進められてきたといえる。

フランス革命の結果から生じたもう一つの動きとして、国民（nation）による国家を誕生させようとする動き（ナショナリズム）があり、「誰を国民とするか」をめぐって、「我々（国民）」と「それ以外（外国人）」という排他的な対立が生まれた。戦争の時代には国民概念は、国民の団結と外国人の敵視という排他的側面が現れる一方、人口不足のフランスでは法の下の平等というよりむしろ人口（さらに言えば兵士）を増やすためにフランス生まれの外国人を「フランス人」に組み込む目的で出生地主義を導入して包摂的な国籍法に転じた（Weil 2002：53-57）。1913 年以来、血統主義に基づいた国籍法を採用してきたドイツとは対照的に、そのドイツとの戦争や人口不足に悩まされ続けてきたフランスの国籍法は、こうした経緯で血統主義とともに出生地主義を採用してきた。それゆえ、エルネスト・ルナンの有名な「国民とは日々の人民投票である」という言葉のように、国民であるという意志の表明が重要になってくる。このように、ドイツのエスニック・ナショナリズムに対して、シヴィック・ナショナリズムのフランスでは、外国人も国民として受け入れられてきたため、国家による教育を通じた市民的統合が重要であった。

（２）第二次世界大戦後の移民の増加と新たな課題

多くの人が犠牲となった第二次世界大戦後には、経済再建のため多くの労働力を必要し、労働力不足に陥ったフランス政府は、外国と二国間協定を結んで単身の男性労働者を大量に受け入れてきた。イタリア、スペインなど近隣諸国と、植民地支配下のアルジェリア、モロッコ、チュニジアといったマグレブ諸国から受け入れた。

ところが 1970 年代前半に起こった石油危機によって不景気となり、1973 年にフランス政府は新規移民の受け入れを停止した。外国人労働者に対して給付金を支払って帰国を奨励したものの、外国人の大半は帰国せずフランスに留まった。その理由として、帰国しても仕事がないことや、いったん帰国すると再入国ができなくなることから、政府の思惑とは反対に、故郷から妻子を呼び寄せた。フランス政府は家族呼び寄せを拒否したが、人権保護の観点から国際機関に促され、家族再結合のみ入国を認めた。外国人労働者は就労許可が切れると滞在許可も切れたため、その多くが不法滞在となったのだが、1981 年に大統領に選ばれた社会党出身のミッテラン大統領の政権下ではたびたび合法化措置が取られたため、移民の長期定住化が進んだ。

このように、1980 年代以降、異なる文化や民族的背景をもった移民が増加したため、文化的多様性を認めるような統合政策へと転換していった。ところが、中野裕二（2015）のフランス統合高等委員会報告書に基づいた移民政策の分析によれば、移民が共生から排除の対象へ変化していったことが指摘されている。とくに、後述するようにヴェール問題に象徴されるムスリム移民に対する社会的排除がフランスでは 2000 年代以降強まっている。

（３）移民の子どもの学校教育への受け入れ

外国人労働者が故郷から家族をフランスへ呼び寄せて共に暮らすようになると、子どもの就

学に直面する。先述の通り、フランスでの就学は国籍に関係なくすべての子どもに開かれて充実している。1970 年 1 月 13 日付け通達によって公立の小学校には 7~13 歳までのフランスにやってきたばかりの外国籍の児童に対して「第二言語としてのフランス語」（FLS）の習得を目的とした「入門学級」が開かれており、また中学校にも 12～16 歳を対象とした「受入学級」が 1973 年以降設置された（園山 2013：180-181）。また、小学校の授業についていけない生徒を取り出してフランス語を教えて、通常学級の授業についていけるようにする「適応学級」（classe d'adaptation）もある。

これと並行して、外国人はいずれ帰国するという前提で子どもたちが親の出身国へ帰国した際に困らないように、出身国政府との協定の下、1970 年代以降、「出身言語と文化の教育」（ELCO）が導入された。この ELCO は、ポルトガル、イタリア、チュニジア、スペイン、モロッコ、旧ユーゴスラヴィア、トルコ、アルジェリアとの間で二国間協定が締結され、教育課程外ではあるが学校の教室を利用して行われている。

このように、フランス国籍を持たなくても就学年齢に達したすべての児童は公教育を無償で受けることが保障され、「入門学級」や「受入学級」などやってきたばかりの外国籍の子どもに対する措置もある。このように、外国籍の子どもの未就学の問題や受け入れ制度が自治体によってまちまちな日本と比べると、支援は手厚い。ところが、最近、移民の子どもと学校が対立する事態が生まれており、とくに共和国理念であるライシテをいかに教育するか、という課題が学校関係者に突き付けられている。

（4）ヴェール論争とライシテ

1989 年にムスリムの女子中学生が宗教的なヴェールを公立学校で取らないという事態が起こった。いわゆる「ヴェール論争」の発端で、これはその後 15 年ほど続いた。その経緯は次のようなものである（Korteweg, Yurdakul 2014；ヨプケ 2015）。

公立中学校でヴェールを着用して登校した女子中学生 3 名に対して、公的領域におけるライシテ（非宗教性）に反するという理由で校長がヴェールを取るように指導したが、これを受け入れない生徒には退学処分が下され、この事件は報道で大きく取り上げられた。国会でもジョスパン教育大臣（社会党）がライシテを守らないのはいけないが、その着用だけを理由に学校から追放してはならないと発言し、行政諮問機関である国務院に判断を仰いだ。これに対して、国務院は、他の生徒に対する宗教的勧誘や、ヴェールの着用が授業を受ける際にその生徒の生命に危険が及ぶと判断される場合（例えば体育など）を除いて、ヴェールの着用だけを理由にした退学処分は違憲であると回答し、その「判断」は学校長に任されたため、学校現場で混乱が生じた。その後、政権交代によって誕生した右派・中道政権ではこの国務院の判断が甘いとして、1994 年にヴェール着用が「これみよがし」な宗教的勧誘を誘発している場合には退学処分を認めるという教育大臣の通達を出したため、退学処分件数が増加した。この対応状況に対して教育の権利や信仰の自由を奪うという批判があがり、メディアの報道も過熱し、ヴェール

論争が高まっていったのであった。

2003 年にはシラク大統領（右派）が政教分離法制定 100 周年を記念して、ライシテの検討を委員会に委嘱した。このスタジ委員会では文化的多様性を認めることやキリスト教の祝日以外にも祝日を認めることなど、さまざまな提案を出したが、実際にはヴェールを主なターゲットとした宗教的なシンボルを学校に持ち込むことを禁止する提案だけが国会へ法案として提出された。こうして公立学校における宗教的シンボルの着用を禁止する法律（通称、ヴェール禁止法）が 2004 年 2～3 月にかけて上下両院にて賛成多数で可決された。

この法がその年の 9 月の新学期から施行されると、ヴェールを着用した生徒が減り、目立った混乱もなく学校は平穏を取り戻したようにみえるが、フランス社会に問題を残した。第一点目は、ヴェールをかぶった女子生徒は少なかったのに、法律で取締の対象になったことである。第二点目はヴェール着用以外には問題がなかった女子生徒がほとんどだったのに、彼女たちの就学機会を奪ってしまったことである。そして彼女たちはフランス生まれのフランス人であるため、「共和国の学校」から追放されて社会的疎外感をうけたままフランスに暮らし続けなければならないということが第三点目に挙げられる。

以上の 3 点から浮かび上がった今回のヴェール着用に対する国の対応から、市民的統合とは、受け入れ社会への価値を共有すること、さもなければ排除するというメッセージが明白となったといえる。しかもフランス共和国は「自由・平等・博愛」のスローガンを掲げるのにムスリムにはそれを認めない。フランス生まれでフランス国籍をもちフランスで教育を受けているムスリムであっても、フランス的価値に基づく市民的統合から排除されてしまっている実態がみられるのである。

## ２．移民受け入れに対する最近の動向

フランスに居住する外国人口の変遷をみると、1960 年代に 200 万人を超えて以降増え続け、2008 年には 370 万人にのぼり、これはフランス人口の 5.8%に相当する（2012 年の仏国立統計経済研究所（INSEE）による）。これに加えて、出生地主義を採用した国籍法であるため、外国人の親からフランスで生まれた子どもはフランス国籍を取得することや、フランス人の配偶者となった外国人はフランス国籍に帰化することもあるので、こうした外国生まれの「移民」は 534 万人にのぼる（人口の 8.4%に相当、2008 年）。

フランスでは 1973 年に新規移民を停止以降、移民流入の大部分を占めているのは家族再結合である。この人数が増加している状況に対して、フランス政府はこれまで実施してこなかった移民の選別を導入した。2003 年にラファラン右派政権の下、「受入れ統合契約」（Contrat d’accueil et de l’intégration, CAI）を開始した。この制度では、移民希望者に対してフランス国家と契約を結び、フランス語学能力テストを受験させ、そのテストの結果が基準に達しない場合、フランス政府の負担で語学講座、市民教育講座、職業相談といった内容の講習を受ける。なお、受講しなかった場合、滞在許可の再申請を許可しない可能性もある。このように新規移民に対して、

一定レベルの語学能力と市民としての統合力を求めるようになった。

ヨプケ（2007）によれば、西欧諸国の移民統合政策には市民的統合の実施方法には違いがあるものの、新規移民に対して受入れ国の公用語のテストや「市民性テスト（市民適応試験）」（citizenship test）を義務化するという収斂化がみられる。この一連のテストの実施によって、受入れ社会にとって「統合可能な」人のみを選別できるようになる。

こうしたテストはヨーロッパでオランダが最初に導入した。オランダでは 1980 年代にヨーロッパの中でも珍しくエスニック・マイノリティに配慮した多文化主義政策を取り入れてきたのだが、EU 域外からやってきた移民の高失業率や学業挫折、家族再結合による福祉依存が問題になると、移民の社会的・経済的統合の失敗を政府が認めて方針を転換することになった。こうして、1998 年にできた新規移民統合法では、EU 域外からの新規移民に対して 600 時間の語学講座と、市民教育や、労働市場への参入を内容とした 12 か月の統合講習への参加を義務付けるようになったのである。このオランダのモデルを他のヨーロッパ諸国も追随しているのだが、この市民的統合政策の特徴を 3 点指摘してみたい。

第一に、新規移民に対して公用語の語学能力と市民への統合力をテストし、それに達してない移民に対して一連の講習を受講させる措置であるが、この市民性テストの対象は、低技能の移民とその家族だけで、高度技能をもった移民は対象外である（Joppke 2007：5−8）。しかもオランダの場合、「自律性」と「自給自足」の考えの下、国家の全体的関与を減らすため、受講料の全額を移民に負担させている。オランダとは対照的に、フランスの「受入れ統合契約」は国家との契約であるため、国家が受講料を負担している。

第二に、この市民性テストを通して「市民的統合の強制」という考え方がヨーロッパで共通してみられることである（Joppke 2007：12）。オランダでは市民統合テストに合格したら永住許可を付与しているし、フランスでは受け入れ統合契約を結んだ者が講習を受講しなかった場合、滞在許可の再申請を許可しない可能性がある。

第三に、この市民的統合政策はあくまで新規移民が対象であるため、すでに国内に居住している移民たちは対象外である。公立学校において落第や中退する生徒に占める移民出自の生徒の割合が高いことは統計からも明らかであり、その原因としてフランス語の理解力が劣る者が多いことが指摘されているのだが、新規移民ではないため先述した適応学級には受け入れてもらえず、支援の対象からもれてしまっている。また学校を出ても、24 歳以下の若者の 22%は仕事につけず、移民出自の若者はさらに高い 30%という失業率に達している（INSEE 2012：183）。この現実からわかるのは、移民出自の若者はすでに社会的・経済統合に失敗した事実があるにもかかわらず、受入れ社会の側は「統合するのは当たり前」といった見方で、移民の自助努力による社会統合を求めている。他方、移民の側はすでに自分たちは受入れ国で教育も受け、同じ言語も話しているのに、学校や就職で差別されることに不満を抱いている。この両者のギャップが表れたのが、ヴェールを被ることで自分らしさを示そうとする生徒に対して、フランス共和国の原則であるライシテを守らせるためにヴェール禁止法制定に至った「ヴェール論争」

であったといえる。この法制化はヴェール着用者にとって「踏み絵」であり、それを守れない者は共生の対象ではなく、排除される者とみなされるのである。

今や新規移民に強制される市民的統合がみられる一方、居住している移民も、主流社会との文化的・民族的な差異を原因として失業、就労困難、学業挫折など社会統合の問題を共通して抱えている。とくに後者は国からの施策もなく、自助努力に任されているのが現状である。

そうした現状に対して、国からの措置が届かない領域において、移民自らが受け入れ社会の仕組みに参加しようという努力もみられる。次節では、そうした移民たちが地域住民として社会的・経済的に統合としている事例を紹介する。フランスに住むポルトガル系移民に対して行った現地調査から明らかになった取組みで、１つはポルトガル系移民アソシエーションによる有権者登録の呼びかけ、もう１つはポルトガル系移民の故郷への送金の需要にこたえるための銀行サービスである。

## ３. ポルトガル系移民アソシエーションによる有権者登録の呼びかけ

### （１）ポルトガル系移民の地方選挙への参加とアソシアシオン活動

ポルトガル人はフランスに居住している外国人の中でアルジェリア人の次に多く、EU（European Union）加盟国出身者の中では最も多い。フランス在住のポルトガル人のほとんどは 1960 年から 1975 年までの間に集中的にフランスへやってきた。その数は 1962 年に約 5 万人だったが、1975 年には約 76 万人と、およそ 15 倍にも急増した（Volovitch-Tavares 1997：23）。その後、1980 年代にポルトガルが EC（EU の前身）に加盟したため帰国した者もいたが、ほとんどがフランスに留まった。

2001 年に、フランスで EU 加盟国の国籍者が市町村議会選挙に投票ならびに立候補することが初めてできるようになった。ポルトガルも EU 加盟国であるのでフランスの地方参政権を行使できるようになった。この措置は、1992 年にマーストリヒト条約によって政治統合を目指す EU が誕生し、同条約第 8 条に「EU 市民権」が規定されたことによる。すべての EU 加盟国国民は EU 市民であり、EU 域内の移動および居住の自由が認められたほか、他の加盟国に居住していても、その国民と同じように、居住国の市町村議会選挙および欧州議会選挙への選挙権および被選挙権が認められた。フランスでは、政治的権利は国民にしか認められていなかったが、マーストリヒト条約を批准するために憲法を改正し、それに伴って EU 市民権を国内法に導入した。こうしてフランスに居住している EU 加盟国国民は、1994 年から欧州議会選挙、2001 年から市町村議会選挙への参政権が付与されたのである。ただし、それは自動的にではなく、居住する自治体に選挙前の決められた期日までに選挙人補足名簿へ登録しなければならない。この有権者登録を行った割合は、2001 年の市町村議会選挙では約 120 万人の在仏 EU 加盟国国民のうちの 13%であり、約 56 万人のフランス在住ポルトガル人はたった 10%（約 57000 人）であった（鈴木 2007）。2 回目の 2008 年の市町村議会選挙でも、ポルトガル人の有権者登録は 11%（約 63,000 人）と低かった（鈴木 2011）。しかしポルトガル人の市議への立候補数は多かった。

2001 年選挙で立候補した EU 加盟国国籍者は 204 人いたが、このうちポルトガル人は 83 人であり、2008 年選挙でも 396 人の候補者のうち、ポルトガル人は 126 人であり、2 回の選挙ともおよそ 3 分の 1 を占めていた（鈴木 2011）。

ポルトガル人の選挙権と被選挙権の行使の不均衡はなぜ起こるのか。多くのポルトガル人は選挙に無関心であるが、フランスに来てから地域のアソシアシオン（association）の活動に参加しているポルトガル人たちが選挙に立候補していた。多くのポルトガル人が出国してきた 1960 年代は、長期独裁政治下で投票したことのない人や、アフリカ独立戦争による財政悪化で暮らしが貧しくて義務教育も受けられないまま出稼ぎにきた人が多かったため、政治へ参加する意識が総じて低い。その一方で、フランスへ来てからアソシアシオン活動に参加しているポルトガル人は数多く[2)]、フランス社会への参加型民主主義の一つの形態として重要である（Cordeiro 1996）ことから、アソシアシオン代表にはフランス市議に立候補した人が多かった（鈴木 2007）。

なお、ポルトガル人が組織しているアソシアシオンは全国に約 480 件（2004 年時点）あり、その半数がポルトガル系移民の多いパリ周辺に集まっている。その活動の多くはポルトガル系移民が集まってポルトガル語でおしゃべりしたり、食事をしたり、祭りを行ったりするようなポルトガル民俗や文化に関わる活動が最も多く、次いでポルトガル人が好きなサッカーなどのスポーツ活動などがある。こうしたフランス各地のアソシアシオンを束ねて連携しているのが、「在仏ポルトガル人共同体連絡会」（CCPF）や「在仏ポルトガル人アソシアシオン連盟」（FAPF）で、ポルトガル系移民コミュニティの中で重要な位置を占めてきた[3)]。

2001 年の市町村議会選挙に向けて、この 2 つの連盟が中心となって各地のアソシアシオンを通じてポルトガル人へ有権者登録を呼びかけた。その背景には、2001 年市町村議会選挙から初めて EU 加盟国国籍者の参政権が認められたにもかかわらず、フランス政府からは外国人へ選挙権に関する情報提供がなかったことがある。そのため、ポルトガル系移民の選挙参加の意識を高めようと、ポルトガル語ラジオ放送や、ポルトガル語とフランス語のポスターやチラシを作成して有権者登録を呼びかける運動を行った。鈴木（2007）の調査によれば、2001 年選挙に立候補して市議に当選したポルトガル人の多くは、アソシアシオンの呼びかけやポスターによって選挙権があることを知っていた。このように、居住国政府が外国籍 EU 市民に対して有権者として必要な情報を提供していなかったため、移民系アソシアシオンによって有権者登録の期日やその手続き方法といった重要な情報提供が補われていたのである。

（2）ポルトガル系移民アソシエーションと他の移民アソシエーションの連携

こうした移民系アソシアシオンの呼びかけにもかかわらず、選挙でのポルトガル人の有権者登録は他の国民よりも低く、いかに登録数を増やすかが毎回課題となっている。こうした状況を改善しようと精力的に有権者登録に取り組んでいるのが「キャップ・マゼラン（マゼラン岬）」というアソシアシオンである。

このアソシアシオンは、1990 年代後半にフランス育ちの移民の第二世代によって設立された

若い団体である。代表をはじめ、会員の多くはフランス育ちでフランスの高等教育を受けているため、親世代が抱く「移民」という意識はなく、ポルトガルとフランスの橋渡しになって文化活動、留学やビジネスや起業を促進するための情報を提供するなどヨーロッパ（EU）を意識した活動を行っているのが特徴である（De la Barre 1997）。この団体が力を注いでいるのが、ポルトガル系移民に対する有権者登録運動である [4]。2008 年の市町村議会選挙でパリ 14 区から社会党候補として立候補して当選したこの団体の代表は、人口の多いポルトガル人が積極的にフランス社会に参加すべきとの考えから、有権者登録運動を活発化させており、それと同時に他の EU 加盟国出身の移民系アソシアシオンと連携して呼びかけを行っている [5]。

筆者が「キャップ・マゼラン」を訪問したときは、1年後に市町村選挙（3月）と欧州議会選挙（5月）が実施される予定だったので、それに向けてポルトガル系移民に対してその年の年末までに有権者登録をするよう呼びかけたり、なぜ選挙参加が必要なのかといった意識化のためのキャンペーンを実施していた。そのキャンペーンは、CCPF、在仏ポルトガル商工会議所(CCIFP)、ポルトガル大使館ならびに領事館、ポルトガル系銀行、ポルトガル語ラジオ局（Radio Alfa）と協力して、フランス全土で展開された。その一つが、EU市民であることの意識化と有権者登録の呼びかけを記したパンフレットの作成と配布で、このキャンペーンに協力する組織に置いたり、ポルトガル語を学べる大学生の団体に配ったり、「キャップ・マゼラン」会員個人の手でパンフレットを配ったりしていた[6]。また、バカンス時に車で故郷へ向かうポルトガル人に、国境で「車の運転に注意して！選挙登録もして！」と呼びかける活動も計画していた[7]。

さらに、「キャップ・マゼラン」は別の非政府組織によるEU市民権の促進プロジェクトとも協同して、彼らの活動をパリ地域で活動するスペインやポーランドの移民団体と連携させた、[8]。「キャップ・マゼラン」の有権者登録キャンペーンは先行事例であったので、比較的人口の多い他の外国籍EU市民に対象を拡大して、より多くのEU市民が有権者登録をして、投票に行くよう意識化させるように活動を広げたのであった[9]。

このようにEU市民権の行使によってEU加盟国出身外国人の市町村議会選挙の参加の機会が数を増す中で、EU出身者最大のポルトガル系移民団体の選挙登録キャンペーンの取組みは他のEU加盟から来た移民団体にも広がり、出身国別の取組みから、より広いEU市民の取組みへと形を変えている様子がみられた。

## ４. ポルトガル系移民の故郷への送金の需要にこたえるための銀行サービスの事例 [10]

ポルトガル系移民が多く住んでいる代表的な地域は、仏中部のオーヴェルニュ地方である。INSEE の 1999 年人口調査によれば、オーヴェルニュ地方に住む移民（56,800 人）のうち、3 分の 1 がポルトガル人であった。マグレブやユーゴスラヴィアや、トルコからの移民も多く流入しているが、ポルトガル系移民がこの地域で最も人口が多い（INSEE 2005.）。

1968 年から 1975 年にかけて大量にフランスへやってきたポルトガル人の多くは、この地域の中心都市であるクレルモン・フェラン周辺に住みつき、家族をポルトガルから呼び寄せるよ

うになった。ポルトガル系移民がこの地域に多く居住する理由は 3 つあげられる [11]。

第一に、カトリック文化の強い地域で、農業、山に囲まれた風土がポルトガルに似ている。第二に、労働者が多く住む地域で、社会党を支持する強い地盤があるため、社会的サービスも手厚いことが、外国人労働者受入れにも積極的だったといえる。第三に、この地域には世界的なタイヤメーカーのミシュランの本社および工場があるため、多くの雇用を生んだ。ミシュラン社はクレルモン・フェランの旧市街の外に工場を作り、その周辺に労働者の住まいを建て、労働者街を作り拡大させていった。ポルトガルからの移民も 1960 年代に大量に雇われ、ミシュランの工場に近いモンフェランという地区に居住するようになった。

ポルトガル系移民は稼いだお金を貯めて故郷へ送金するため、モンフェランのいくつかの銀行に口座を開いていた。その中でもクレディ・ミュチュエル銀行 [12] が、ポルトガルへ安く送金できるようにポルトガルの銀行と提携を結ぶなど、良いサービスをするようになると評判を聞いて、多くのポルトガル人顧客がモンフェランのクレディ・ミュチュエル銀行に口座を移すようになった。そうした動向をみて、2000 年に同銀行は、ポルトガル人顧客に手厚くサービスする支店をクレルモン・フェランに新たに開き、近隣の支店からポルトガル人顧客を切り離して新店舗に集中させた。こうして開設したクレディ・ミュチュエル・ルジタノ店（Crédit Mutuel Lusitano）は、フランスにあるクレディ・ミュチュエル銀行で唯一、ポルトガル語とフランス語のバイリンガルの銀行員を雇って接客し、ポルトガル語でラジオやテレビの宣伝も行っている。そうしたサービスがポルトガル人の間で広まり、移民世代や第二世代だけでなく、ポルトガル経済の低迷によって最近増えてきた新規移民も口座を開設しており、現在では顧客の 80%がポルトガル人またはポルトガル出身者である。

移民世代の多くがリタイアしつつある今日、フランスで働いて積み立てた年金を受給するポルトガル系移民が増えている状況のなか、その引き落としの手続きもクレディ・ミュチュエル・ルジタノ店ではポルトガル語で相談できるので安心である。また、第二世代以降はフランスで生活しつづけて、ポルトガルに住む親戚や兄弟へ送金することが多いので、送金手数料が他行よりも安いのでお得である。こうしたメリットもあって利用者が増えているという。

クレディ・ミュチュエル銀行にとっても、このポルトガル系移民に対するサービスを行うメリットは大きい。協同組織の形態をとっている同行は、顧客の要求に応えることを信条としているため、安くポルトガルへ送金することの需要が顧客の間で大きかったので、手数料も他より安くし、ポルトガル人に手厚いサービスを売りにしたクレディ・ミュチュエル・ルジタノ店を誕生させた。このようにして、ポルトガル人顧客へのサービスを手厚くしたクレディ・ミュチュエル・ルジタノ店は、現在のところビジネスとして成功しているという。

## おわりに

本稿では、移民の自助努力が成功している事例として、フランスのポルトガル系移民団体による選挙参加への呼びかけや、ポルトガル系移民の集住する地域でフランス系銀行がポルトガ

ル人顧客の要望に応えるために、ポルトガル人顧客のニーズに配慮した支店を新設して成功している例を紹介した。新規移民に対して市民的統合政策という国家による移民の選別と強制的な統合が進む背景には、すでに定住している移民の統合失敗があることは本稿でも示した通りだが、移民たちが移住社会で生活を続けるために働きかけを行った結果、社会的にも政治的にも経済的にも統合がうまくいっている例もあり、そうした例に注目する必要もあるのではないか。ただし、ポルトガル系移民はフランスでの失業率は移民の中でも低いため、他の移民と比べて経済的に成功していることを考慮する必要がある。ポルトガル系移民は男女ともに就業率が高く、フランス人と同じくらいの割合で働いている（INSEE 2012）。そのため経済的に社会に統合されているポルトガル系移民のモデルが、失業率が 3 割にも上るマグレブ系移民に必ずしも当てはまるとは言えない。この経済的な統合なしには、社会的および政治的な市民的統合はなかなか困難であるだろう。

【註】

1) ナポレオンによってカトリック教会と協約（コンコルダード）が結ばれたアルザス・ロレーヌ地方を除く。
2) アソシアシオンとは、1901 年 7 月 1 日のアソシアシオン法によって認められた活動で、1981 年以降は外国人にも認められ、社会活動の一つとして盛んに行われている（日本の非政府組織や非営利組織に相当する）。
3) FAPF はこの団体の創設者であり代表者がポルトガルに帰国したため現在は活動していない（在仏ポルトガル領事館員へのインタヴュー、2015 年 6 月 2 日）。
4) 「キャップ・マゼラン」職員へのインタヴュー（2013 年 3 月 19 日パリ市）。
5) 「キャップ・マゼラン」代表へのインタヴュー（2013 年 3 月 20 日パリ市）
6) パンフレットには、(1) 加盟国市民はヨーロッパ市民であること、(2) EU 市民の諸権利、(3)「ヨーロッパ市民として参加しよう！」、「2013 年に選挙人名簿に登録してください！2014 年は市町村および欧州の選挙年です」といった記載がされている。
7) 「キャップ・マゼラン」職員へのインタヴュー（2013 年 3 月 19 日パリ市）。
8) ICOSI の職員へのインタヴュー（2013 年 3 月 21 日パリ市）
9) « Les actualités de l'ICOSI », Avril 2014.（www.icosi.org 閲覧日 2015 年 5 月 27 日）
10) この事例は Crédit Mutuel Lusitano の支配人へのインタヴュー（2013 年 3 月 13 日クレルモン・フェラン市）に基づく。
11) ミシュラン社員（管理職）へのインタヴュー（2013 年 3 月 13 日クレルモン・フェラン市）。
12) Crédit Mutuel（相互金庫）は、19 世紀末にフランス・アルザスに最初の「相互金庫」が創設された。「相互金庫」の枠組みは、①融資は組合員だけに行われる、②組合員は一人一票の議決権しかもたない、③理事は金銭報酬を受けない、④財務剰余は組合員に分配されない、⑤非分配内部留保に積み立てられる。「相互金庫」は組合員にサービスを提供する協同組織である、といったこれらの基本原則は現在も適用されている。自己資本は世界 29 位、西欧 16 位であり、フランス国内業界第 3 位である。（フランス相互信用連合銀行、http://www.bfcm.creditmutuel.fr/en/bfcm/pdf/BFCM_IP_ENG_JAP_JUNE2011A.pdf 閲覧日 2015 年 7 月 2 日）

【参考文献】

Cordeiro, Albano .1996. « Pratique associatives, pratiques citoyennes », *Jeunesse et citoyenneté*, no.1196, mars.

De La Barre, Jorge .1997. *Jeunes d'origine portugaise en association*, L'Harmattan.

Joppke, Christian .2007. "Beyond National Models: Civic Integration Policies for Immigrants in Western Europe", *West European Politics*, Routledge, Vol. 30, No. 1, pp.1-22, January.

Joppke, Christian . 2009. *Veil*, Polity（伊藤豊・長谷川一年・竹島博之（訳）『ヴェール論争：リベラリズムの試練』法政大学出版会、2015 年）

梶田孝道. 1993. 『統合と分裂のヨーロッパ』岩波新書。

Korteweg, Anna, and Yurdakul, Gökçe .2014. *The Headscarf Debates*, Stanford University Press.

中野裕二. 2015.「共生の理念から排除の道具へ—「フランス的統合」の変化の意味するもの—」、中野裕二ほか編『排外主義を問いなおす—フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房、pp.15-40.

園山大祐. 2013.「フランスにおける移民教育の転換」、近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会、pp.178-194.

鈴木規子. 2007. 『EU 市民権と市民意識の動態』慶應義塾大学出版会。

鈴木規子. 2008. 「多文化・多世代交差社会フランスのイスラム系若者の社会統合」関根政美・塩原良和編『多文化交差世界の市民意識と政治社会秩序形成』慶應義塾大学出版会、pp.79-100.

鈴木規子. 2001.「2008 年フランス市町村議会選挙と EU 市民の参加—移民の政治参加の視点からみた 2001 年選挙との比較—」『日仏政治研究』第 6 号、pp.37-52。

鈴木規子. 2013. 「フランス共和国における市民育成の展開」『東洋大学社会学部紀要』第 50-2 号、3 月、pp.5-17.

鈴木規子. 2013. 「フランス共和制と市民の教育」近藤編、pp.103-119.

Volovitch-Tavares, Marie-Christine . 1997. « Du temps des baraques au temps de la mémoire retrouvée », *Hommes & Migrations* 1210, novembre-décembre, pp.18-31.

Weil, Patrick . 2002. *Qu'est-ce qu'un Français? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Grasset.

INSEE . 2005. « Auvergne », *Les Dossiers,* No. 13, mars.

INSEE . 2012. *Immigrés et descendants d'immigré en France*

（すずき　のりこ　東洋大学）